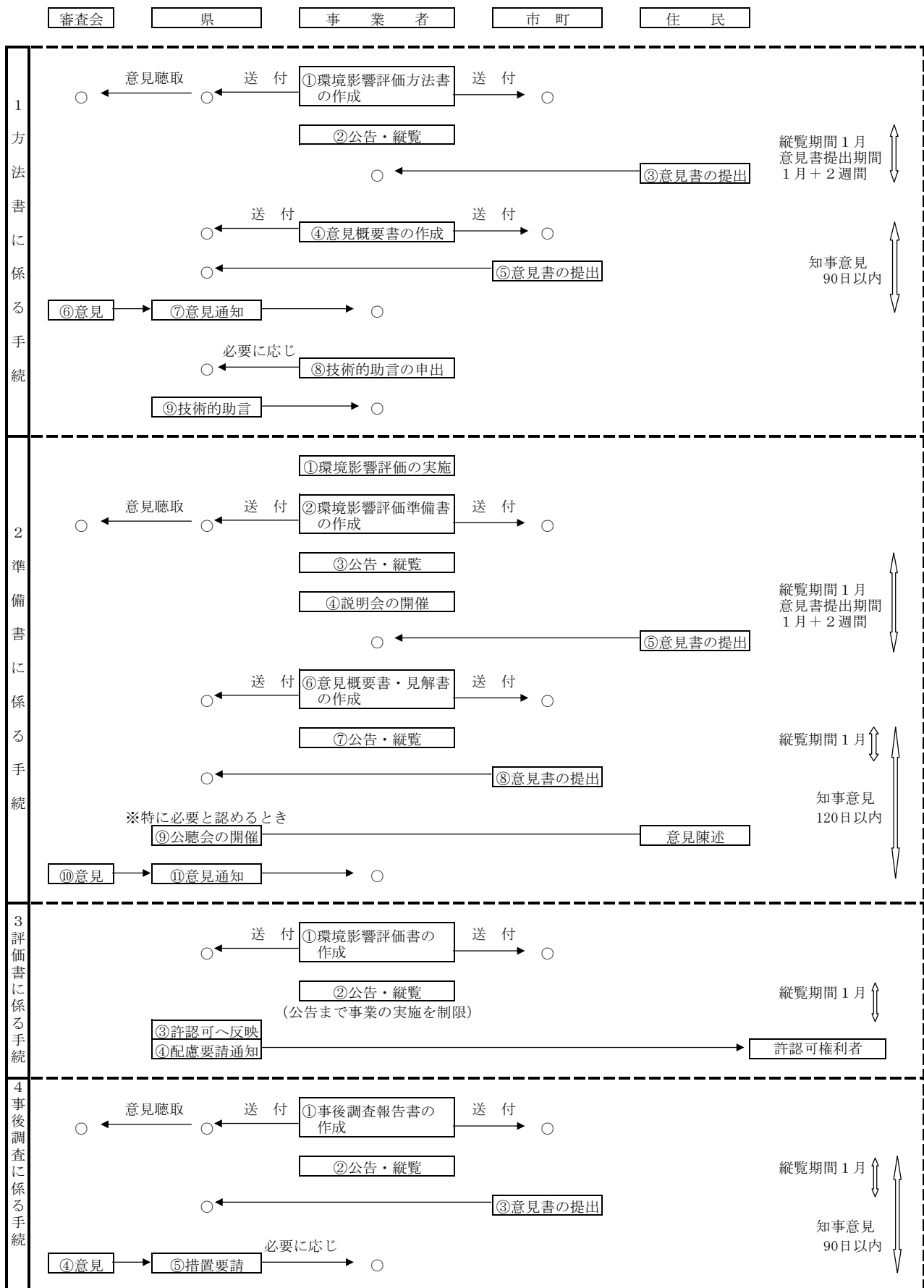


資料 1 - 1 愛媛県環境審議会の法定審議事項

法律等の名称	法律等に基づく審議事項
環境基本法	1 環境の保全に関する基本的な事項等（第 43 条第 1 項）
水質汚濁防止法	1 県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する重要事項（第 21 条第 1 項） (1) 上乗せ排水基準の設定に関する事（第 3 条第 3 項） (2) 測定計画の作成に関する事（第 16 条第 1 項） (3) 水質環境基準の水域類型へのあてはめに関する事（政令） (4) 総量削減計画の策定に関する事（第 4 条の 3 第 1 項） (5) 総量規制基準の設定に関する事（第 4 条の 5 第 1 項） (6) 生活排水対策重点地域の指定に関する事（第 14 条の 7 第 1 項） など
大気汚染防止法	1 指定ばい煙総量削減計画の策定及び変更（第 5 条の 3 第 2 項、第 5 項）
公害防止事業費事業者負担法	1 公害防止事業に係る費用負担計画の策定及び変更（第 6 条第 1 項、第 8 条）
廃物の処理及び清掃に関する法律	1 廃棄物処理計画の策定（第 5 条の 5 第 3 項）
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	1 農用地土壌汚染対策地域の指定及び解除（第 3 条第 3 項、第 4 条第 2 項） 2 農用地土壌汚染対策計画の申請及び変更の申請（第 5 条第 5 項、第 6 条第 2 項）
ダイオキシン類対策特別措置法	1 ダイオキシン類総量削減計画の策定及び変更（第 11 条第 2 項、第 6 項） 2 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定、区域の変更及び指定の解除（第 29 条第 3 項、第 30 条第 2 項）
愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	1 土砂基準及び水質基準の制定、変更及び廃止（第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項）
自然環境保全法	1 自然環境の保全に関する重要事項（第 51 条第 2 項）
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	1 鳥獣保護事業計画の策定及び変更（第 4 条第 1 項） 2 狩猟鳥獣の捕獲の禁止及び制限（第 12 条第 2 項） 3 鳥獣保護区及び特別保護地区の指定（第 15 条第 1 項） 4 猟区の維持管理に関する事務の委託（第 73 条第 2 項）
温泉法	1 温泉湧出目的の土地掘削の許可及び不許可（第 3 条第 1 項、第 4 条、第 28 条） 2 土地掘削、増掘及び動力装置の許可の取消し等の命令（第 7 条、第 9 条第 2 項、第 28 条） 3 増掘及び動力装置の許可及び不許可（第 9 条、第 28 条） 4 温泉採取制限命令（第 10 条第 1 項、第 28 条）
愛媛県自然環境保全条例	1 県自然環境保全地域の指定、指定の解除及びその区域の変更（第 18 条第 2 項、第 8 項） 2 保全計画の廃止及び変更（第 18 条第 2 項、第 19 条第 4 項）
愛媛県県立自然公園条例	1 県立自然公園の指定、指定の解除及びその区域の変更（第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項） 2 公園計画及び公園事業の決定、廃止及び変更（第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項）
愛媛県自然海浜保全条例	1 自然海浜保全地区の指定、指定の解除及びその区域の変更（第 3 条第 1 項、第 6 項）
愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例	1 野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針の策定、変更（第 8 条第 3 項、第 5 項） 2 希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があると認められるものの指定、指定の解除（第 9 条第 2 項、第 9 項） 3 保護管理事業計画の策定（第 26 条第 1 項）
愛媛県立都市公園条例	1 県立都市公園の設置、区域の変更及び廃止（第 2 条第 1 項）

資料 1 - 2 愛媛県環境影響評価条例の手続



資料 1 - 3 県自らの温室効果ガス排出削減への取組結果

1 地球温暖化防止実行計画（第二次計画）の推進による温室効果ガスの排出削減状況

（単位：t-CO₂）

項目 区分	16年度 (基準年度)	17年度	18年度	19年度	増減率 16年度→ 19年度 (%)	22年度に おける 削減目標 (%)
	電 気	30,093	29,658	28,322	29,419	-2.2
A重油	13,448	12,833	11,714	11,053	-17.8	-7.9
都市ガス	4,350	4,493	4,311	4,422	1.7	-6.9
灯 油	3,264	2,826	2,265	2,413	-26.1	-23.4
ガソリン	4,090	4,089	4,066	4,126	0.9	-7.2
軽 油	2,375	2,270	2,070	1,927	-18.9	-11.5
L Pガス	343	349	299	299	-12.8	-13.5
計	57,964	56,519	53,064	53,659	-7.4	-10.3

2 省資源分野における削減状況 （単位 コピー用紙:千枚 上水:千m³ 廃棄物:t）

項目 区分	16年度 (基準年度)	17年度	18年度	19年度	増減率 16年度→ 19年度 (%)	22年度に おける 削減目標 (%)
	コピー用紙使用量	116,073	118,324	114,320	121,576	4.7
上水道使用量	1,177	1,131	1,136	1,097	-6.8	-10.0
廃棄物の排出量	5,742	5,535	5,595	5,434	-5.4	-20.0

(3) 環境配慮型製品の導入分野における削減状況

項 目	16年度	17年度	18年度	19年度	22年度に おける 導入目標 (%)
コピー用紙に占める再生紙の割合 (%)	97.6	99.8	96.9	99.1	100
再生紙で発注した印刷物の割合 (件数) (%)	100	100	100	100	100
単価契約物品における環境配慮型物品の占める割合 (%)	100	100	100	100	100
公用車に占める低公害車等の割合 (%)	24.7 (355/1,438)	29.7 (420/1,416)	33.0 (467/1,416)	36.7 (524/1,426)	60

資料1-4 酸性雨調査結果

(一雨全量採取法)

年度	時期	松山市			新居浜市		
		pH	硫酸イオン (mg/l)	硝酸イオン (mg/l)	pH	硫酸イオン (mg/l)	硝酸イオン (mg/l)
57	梅雨期	4.8	<3.0	0.6	4.8	3.1	1.4
	秋雨期	4.6	<3.0	1.3	4.9	3.6	2.2
58	梅雨期	4.9	<2.0	0.8	5.5	<2.0	1.3
	秋雨期	4.7	<2.0	0.5	5.6	<2.0	1.3
59	梅雨期	5.1	<2.0	0.6	5.0	<2.0	1.2
	秋雨期	4.7	<2.0	0.9	4.8	<2.0	2.2
60	梅雨期	4.7	<2.0	0.6	4.8	<2.0	1.4
	秋雨期	4.4	2.1	1.6	4.7	<2.0	1.5
61	梅雨期	4.7	<2.0	<0.3	4.5	3.0	2.4
	秋雨期	4.2	2.7	1.4	4.7	<2.0	2.5
62	梅雨期	4.7	<2.0	0.7	4.6	<2.0	3.0
	秋雨期	5.2	<2.0	1.5	5.1	4.2	0.5
63	梅雨期	4.3	3.1	0.5	4.4	<2.0	0.9
	秋雨期	4.2	2.1	1.2	4.5	4.8	3.3
元	梅雨期	4.3	5.2	2.6	4.3	1.6	3.0
	秋雨期	4.6	1.9	0.5	4.5	2.8	1.0

注 梅雨期は6～7月、秋雨期は9～10月の各2降雨以上の分析値の平均値

(ろ過式採取法)

項目 年度	中予			東予			南予		
	pH	硫酸イオン (mg/l)	硝酸イオン (mg/l)	pH	硫酸イオン (mg/l)	硝酸イオン (mg/l)	pH	硫酸イオン (mg/l)	硝酸イオン (mg/l)
2	4.4	2.7	1.4	4.6	2.2	1.2	4.8	2.2	0.9
3	4.3	3.3	1.5	4.4	3.5	2.0	4.7	3.9	1.7
4	4.4	3.2	1.4	4.5	3.2	2.0	4.7	4.0	2.2
5	4.7	2.2	1.1	4.6	1.9	1.2	4.9	1.8	0.9
6	4.8	3.8	2.1	4.6	3.1	2.5	5.1	3.2	1.6
7	4.5	2.6	0.9	4.5	2.6	1.7	4.5	3.0	1.6
8	4.5	3.0	1.5	4.4	3.0	2.2	4.7	2.3	1.4
9	4.7	2.8	1.6	4.6	2.6	1.6	5.0	2.5	1.3
10	4.8	2.9	1.8	4.7	2.7	2.1	5.1	2.0	1.3
11	4.8	2.1	1.3	4.7	2.2	2.1	5.1	1.5	1.0
12	5.0	3.3	2.0	4.9	3.9	3.4	5.2	2.1	1.4
13	4.8	2.4	2.0	4.8	3.5	3.6	4.9	2.3	1.8
14	4.7	3.3	2.5	4.7	3.0	3.2	5.1	2.8	2.5
15	4.8	2.6	1.4	4.6	2.3	1.6	4.9	2.3	1.8
16	4.9	2.1	1.4	4.9	1.8	1.3	4.4	2.8	2.2
17	4.7	3.9	2.6	4.8	4.3	3.4	4.8	3.5	3.0
18	4.5	3.1	2.2	4.8	3.7	3.1	4.9	3.0	2.5
19	4.5	3.1	2.9	4.6	3.7	3.6	5.0	3.9	3.8

注1 中予は松山市、東予は平成2年度～平成18年5月1日まで新居浜市、平成18年5月1日から西条市、南予は八幡浜市における測定である。

注2 1週間降雨分析値の年間平均値

資料 2-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和44年2月 (昭和48年5月改定)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和45年2月	非分散型赤外分光計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	昭和47年1月	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和48年5月 (昭和53年7月改定)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が、0.06ppm以下であること。	昭和48年5月	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10マイクロン以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。			

資料 2-2 有害大気汚染物質の大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	同上
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	同上
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	平成13年4月	同上
備考 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。			

資料 2-3 環境基準による大気汚染の評価方法

物質	環境基準による評価方法	
	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1 時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1 時間値の日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の8時間平均値が20ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1 時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
備考	<p>1 短期的評価は、測定を行った日又は時間について評価する。</p> <p>2 長期的評価は、年間にわたる測定結果を長期的に観察して評価する。なお、年間の測定時間が6,000時間以上の場合を対象とする。</p> <p>3 日平均値の評価は、20時間以上測定の日（有効測定日）を対象とする。</p> <p>4 日平均値の2%除外値とは、年間に得られた日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した残りの日平均値の最高値をいう。（365日分の日平均値の場合は、365日の2%に当たる7日分（小数点以下四捨五入）を除外後の最高値であり、365日分の日平均値の高い方から8番目の値となる。）</p>	

物質	環境基準による評価方法
二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。
光化学オキシダント	昼間（5時～20時）の時間帯において、1 時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。
備考	<p>二酸化窒素については、年間の測定時間が6,000時間以上の場合に評価を行い、日平均値の年間98%値とは、年間に得られた日平均値（20時間以上測定の日を対象とする。）の低い方から98%に相当する日平均値をいう。（365日分の日平均値の場合は、365日の98%に当たる358日分（小数点以下四捨五入）の日平均値の最高値であり、356日分の日平均値の低い方から358番目の値となる。）</p>